

(ベトナム側書簡)

(訳文)  
書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本大臣は、更に、前記の了解をベトナム社会主義共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日付に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。  
二十年五月十四日にハノイで

ベトナム社会主義共和国

計画・投資大臣 ヴォー・ホン・フック

ベトナム社会主義共和国駐在

日本国特命全権大使 坂場三男閣下

○外務省告示第二百七十八号

千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則の一部は、同条約第五十八条(2)の規定に従い、次のように修正され、その修正は、平成二十二年七月一日に効力を生ずる。ただし、第四十五規則の二及び第九十六規則の規定の修正は、国際出願日にかかわらず、平成二十二年七月一日以降にの(a)の規定に基づき補充調査請求が行われる国際出願について適用するものとし、

45 2. 1

第四十六規則、第六十六規則及び第七十規則の規定の修正は、国際出願日にかかわらず、平成二十二年七月一日以降に請求の範囲、明細書又は図面の補正が行われる国際出願について適用する。また、第十五規則、第十六規則、第十六規則の二、第十九規則及び第五十七規則の規定の修正は、同条約に基づく規則及び手数料の換算額の決定に関する国際特許協力同盟の総会が定めた指針であつて平成二十二年七月一日において効力を有するものに従つて行われる平成二十二年七月一日以降の為替相場による換算額の決定について適用し、同条約に基づく規則及び前記の指針であつて平成二十二年七月一日より前に効力を有するものに従つて行われる平成二十二年七月一日以前の為替相場による換算額の決定については適用しない。ただし、決定される新たな換算額を適用するまでの間の換算額の決定については、同条約に基づく規則及び前記の指針であつて平成二十二年七月一日より前に効力を有するものを引き続き適用する。

(平成二十一年十二月十八日付け世界的所有権機関事務局長回章)

外務大臣 岡田 克也

一 15. 2 (b)を次のように改める。

(b) 国際出願手数料は、受理官庁が定める一の通貨又は二以上の通貨(以下この(15. 2)において「所定の通貨」といふ。)のうちの一の通貨で支払う。

二 15. 2 (c)を次のように改める。

(c) 所定の通貨がスイス・フランである場合には、受理官庁は、国際出願手数料をスイス・フランにより国際事務局に速やかに移転する。

三 15. 2 (d)を次のように改める。

(d) 所定の通貨がスイス・フラン以外の通貨である場合においては、次の(i)又は(ii)に規定するとおりとする。

(i) 所定の通貨がスイス・フランに自由に交換することができるものときは、事務局長は、国際出願手数料の支払のための通貨として所定の通貨を定めている各受理官庁ごとに、総会が定めた指針により、所定の通貨による当該手数料の換算額を決定する。受理官庁は、所定の通貨による当該手数料の換算額を国際事務局に速やかに移転する。

(ii) 所定の通貨がスイス・フランに自由に交換することができるものでないときは、受理官庁は、国際出願手数料を所定の通貨からスイス・フランに交換する責任を負うものとし、手数料表に掲げる額の当該手数料をスイス・フランにより国際事務局に速やかに移転する。また、受理官庁が希望する場合には、当該受理官庁は、国際出願手数料を所定の通貨からユーロ又は合衆国ドルに交換し、(i)に規定する総会が定めた指針により事務局長が決定する当該手数料の換算額をユーロ又は合衆国ドルにより国際事務局に速やかに移転することができる。

四 15. 4を15. 3とし、15. 3中「一箇月以内に」の下に「受理官庁に」を加える。

五 15. 6を15. 4とする。

六 16. 1 (b)を次のように改める。

(b) 調査手数料は、受理官庁が徴収する。調査手数料は、受理官庁が定める通貨(以下この16. 1において「所定の通貨」といふ。)で支払う。

七 16. 1 (c)を次のように改める。

(c) 所定の通貨が国際調査機関が調査手数料を決定するに当たり用いた通貨(以下この16. 1において「決定通貨」といふ。)である場合には、受理官庁は、調査手数料を所定の通貨で当該国際調査機関に速やかに移転する。

八 16. 1 (d)を次のように改める。

(d) 所定の通貨が決定通貨以外の通貨である場合においては、次の(i)又は(ii)に規定するとりとする。

(i) 所定の通貨が決定通貨に自由に交換することができるものときは、事務局長は、調査手数料の支払のための通貨として所定の通貨を定めている各受理官庁ごとに、総会が定めた指針により、所定の通貨による当該手数料の換算額を決定する。受理官庁は、所定の通貨による当該手数料の換算額を国際事務局に速やかに移転する。

(ii) 所定の通貨が決定通貨に自由に交換することができるものでないときは、受理官庁は、調査手数料を所定の通貨から決定通貨に交換する責任を負うものとし、国際調査機関が定める額の当該手数料を決定通貨により当該国際調査機関に速やかに移転する。

九 16. 1 (e)を次のように改める。

(e) 決定通貨以外の所定の通貨による調査手数料の支払に関し、国際調査機関が16. 1 (d) (i)の規定に基づき所定の通貨で現実に受領する額が、決定通貨に交換された場合において当該国際調査機関が決定した額より少ないときは、その差額は、国際事務局によつて当該国際調査機関に支払われるものとし、また、その現実に受領する額が多いときは、その差額は、国際事務局に帰属する。